

# あなたの経験 執行官の仕事に 活かしませんか ～執行官採用選考試験のお知らせ～

## 執行官とは？

執行官は、各地方裁判所に所属する裁判所職員です（裁判所法62条）。

一定の法律に関する実務経験を有する方が、採用選考試験に合格することで執行官として採用されることとなります。

※「法律に関する実務」の具体的な内容については、裁判所ウェブサイト(執行官採用選考試験)をご覧ください。

## 執行官の業務とは？

執行官の主な業務は裁判の執行（裁判で決められた内容を実現すること）です。

### 不動産明渡し執行

家の明渡しを命じられた人が明け渡さない場合に、家財道具等を全て運び出し、明渡義務を負う人（債務者）を退去させたうえで、明渡しを受ける権利を有する人（債権者）に引き渡す執行手続です。

### 動産執行

金銭の支払いを命じられた人（債務者）が支払いをしない場合に、債務者の宝石、貴金属等の動産を差し押さえて売却し、その代金を貸主（債権者）への返済に充てる執行手続です。

### 子の引渡し

子の引渡しを命じられた人（債務者）が子を引き渡さない場合に、債務者による子の監護を解いて、子の引渡しを受ける権利のある人（債権者）に引き渡す執行手続です。

そのほかにも次のような業務を取り扱います。

### 現況調査・売却

借金を返さない人（債務者）の不動産を売却する（競売手続）ため、裁判所の命令に基づいて不動産の形状、占有関係などについて調査（現況調査）を行います。また、裁判所の指示に基づいて不動産の売却手続（入札手続等）を行います。

## 執行官のやりがい



執行官は、一人一人が独立した司法機関として、自己の判断と責任において権限を行使します。

執行現場では難しい法律判断や臨機応変な現場対応等が必要なことも多く、それだけに適切に業務を遂行できた際の達成感は大きくなります。

法律知識、当事者への丁寧な対応、的確な判断や実行力が求められるため、常に研さんが必要になりますが、1件1件の業務の遂行が、裁判の実現を図るものであり、これが司法制度や社会秩序の安定に大きく貢献することにつながるため、非常にやりがいがある仕事です。

## 執行官になるには？

執行官採用選考試験を受験し、これに合格する必要があります。

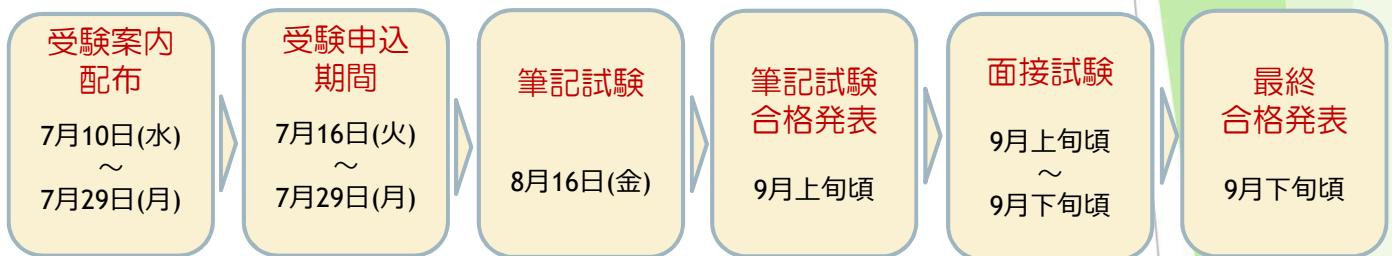
### 1 選考資格

法律に関する実務を経験した年数が通算して10年以上である者（性別不問）。  
(ただし、日本国籍を有しない者、国家公務員法第38条の規定に該当する者を除く。)

### 2 選考手続

執行官の採用を予定している地方裁判所において、採用選考試験が実施されます。  
試験を実施する地方裁判所は、裁判所ウェブサイト（執行官採用選考試験）に掲載されています。  
試験の内容は法律知識などを測るもので、筆記試験（択一式・記述式）及び面接試験が実施されます。

### ○令和6年度執行官採用選考（第1回試験A選考）試験のスケジュールは次のとおりです。



採用選考試験の詳細については、裁判所ウェブサイト（執行官採用選考試験）または試験を実施する地方裁判所のウェブサイトに掲載される受験案内をご覧ください。

※ 第1回試験A選考の筆記試験合格者（最終合格者を除く）を対象に、筆記試験合格者が募集定員に満たなかった他の地方裁判所において面接試験（第1回試験B選考）が実施されることがあります。合格した場合には、同地方裁判所において採用される場合があります。

第1回試験B選考を実施する地方裁判所がある場合、10月上旬頃に裁判所ウェブサイト（執行官採用選考試験）に掲載します。詳細な日程等は試験を実施する地方裁判所のウェブサイトに掲載される受験案内をご覧ください。

※ 欠員や採用の状況により、第2回試験が実施される場合があります。

第2回試験を実施する地方裁判所がある場合、12月上旬頃に裁判所ウェブサイト（執行官採用選考試験）に試験を実施する地方裁判所を掲載します。詳細な日程等は試験を実施する地方裁判所のウェブサイトに掲載される受験案内をご覧ください。

## 採用選考試験に合格したら？

原則として令和7年4月1日付けで執行官として採用されます。

勤務地は、採用された地方裁判所またはその支部です。

※執行官は原則として兼業や副業はできません。

## 執行官の収入は？

執行官は国から給与を受けるのではなく、執行手続の利用者が納める法令等で定められた基準に従った手数料等を収入とします。

### お問合せ先

最寄りの地方裁判所又は採用を希望する地方裁判所  
裁判所ウェブサイト（執行官採用選考試験）

<https://www.courts.go.jp/saiyo/siken/shikkokan/index.html>